

日見保育園運営規則

(保育園の名称)

第1条 社会福祉法人 日見福祉会が設置運営する保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 日見保育園
- (2) 所在地 長崎県長崎市網場町454番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 日見保育園（以下「当保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を受入れ、入所児童が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として保育事業を行う。

2 当保育所は、「長崎県児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例（平成24年12月18日長崎県条例第76号）」、その他関係法令を遵守し、保育事業を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当保育所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、入所児童の状況等により、年度途中の職員の員数に変更がある場合は別に定める。

- (1) 施設長 1名（常勤専従）
施設長は、保育所を統括し、職員の指導監督を行う。
- (2) 副園長 2名（常勤専従・非常勤）
副園長は、施設長を補佐し、主任保育士との連携を取りながら業務調整等を行う。
- (3) 主任保育士 1名（常勤専従）
主任保育士は、保育士間の業務調整、保育向上のための技術的指導等を行うとともに、施設長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (4) 副主任保育士 （常勤専従）
副主任保育士は、主任保育士を補佐し、保育士との連携を取りながら業務等を行う。
- (5) 保育士 （常勤専従・非常勤）
保育士は、入所児童の保育業務に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡調整等の業務を行う。
- (6) 保育士補助員 （常勤専従・非常勤）
保育士補助員は、保育士の職務を助ける。
- (7) 栄養士 （常勤専従・非常勤）
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食・乳幼児食・幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- (8) 調理員 （常勤専従・非常勤）
調理員は、食材の衛生管理や調理器具の保守点検を徹底して行い、入所児童に適した食事計画に基づいて、安全・安心な食事及びおやつを提供する。
- (9) 事務員 （常勤専従・非常勤）
事務員は、施設長の補佐をし事務一般について従事する。
- (10) 嘱託医
嘱託医は、入所児童の健康診断や職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導を

行う。

(提供する保育等の内容)

第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に基づき提供する保育のほか、以下に掲げる保育その他便宜の提供を行う。

(利用定員)

第5条 当保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前の子どもの区分ごとに、次のとおり定める

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。) 37名
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 24名
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9名

(保育の提供を行う日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育時間を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後6時の範囲内で、時間外保育を午後6時から午後7時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当保育所は、支給認定保護者が長崎市に徴収される保育料のほか、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価及び特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

2 当保育所は、前項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対して交付するものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当保育所は市町から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当保育所は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第11条 保育の提供を行っているときに、入所児童の体調に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合には、直ちに長崎市、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育の提供により事故が発生した場合には、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 入所児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 当保育所は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と非常災害に備えて、消防計画等を作成し、計画的な防災訓練と設備改善を図ることとする。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 等保育所は、入所児童の人権の擁護、虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修等の実施を行うものとする。

(健康管理)

第14条 当保育所は、入所児童に対し、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、記録等の整備を行い、適正に管理するものとする。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、調乳を行う保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

(保護者との連絡)

第15条 入所児童の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るように努めるものとする。

(地域との交流)

第16条 当保育所は、常に地域との交流に努め、保育所に対する理解と協力を得ることにより、入所児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(文書の管理等)

第17条 当保育所は、施設、職員、設備、会計等に関する諸記録の整備を適正に行い、その保存

年限は別表のとおりとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める

付 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する

平成30年 4月 1日 一部変更

平成31年 2月 1日 一部変更

令和 5年 3月30日 一部変更

令和 7年 3月25日 一部変更 令和 7年 4月 1日 施行

別表 1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
2号認定子どもに係る副食費	食事提供に要する費用を徴収	月額 5,000円
行事費	遠足等に係る交通費や施設利用料	随時、実費を徴収
制服代	入所時に希望者が購入	実費
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	実費
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみ等購入費用（製作活動に使用するため）	実費

別表 2 (保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担)

項 目	金 額
標準時間 18:00～18:15	100円
18:00～19:00	300円
短時間 7:30～8:30	300円
14:30～17:30	300円
17:31～18:00	200円
18:00～18:15	100円
18:00～19:00	300円